

仕 様 書

1 業 務 名

上下水道局本庁舎消防用設備保守点検業務

2 実施場所

下関市春日町 7 番 3 2 号 下関市上下水道局本庁舎内

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 点検範囲

別表 1 のとおり

5 業務内容

- (1) 消防法第 17 条の 3 の 3、その他関係法令及び消防庁告示を遵守の上、消防用設備等の点検を行うこと。
- (2) 各設備の点検基準は、消防庁告示によること。(平成 16 年 5 月 31 日付消防庁告示第 9 号)
- (3) 点検の実施にあたっては、消防設備士または消防設備点検資格者が行うこと。
- (4) 点検時期は、機器点検を 8 月、総合点検を 2 月に行うこと。
- (5) 消防用設備等の故障、緊急時の保守点検を必要の都度行うこと。
- (6) 上下水道局本庁舎の避難訓練(年 1 回、11 月予定)について消防用設備の使用等に立ち会い、次のとおり委託者の補助を行うこと。
避難訓練の日程については、双方協議の上、決定する。
ア 使用した後の消防用設備(複合火災受信機・防火シャッター・防火扉等)を元の状態に戻すこと。
イ 消火栓及び避難器具等(緩降機)の使用方法的説明を委託者に行うこと。

- (7) 上下水道局の建築物の点検及び消防検査等、消防用設備を使用又は点検する際は必要に応じて立ち会うこと。

6 提出書類

報告書の提出時期、内容及び提出部数は次のとおりとする。

- (1) 前期（契約締結日から令和7年9月30日まで）終了後

提出書類	提出部数	提出時期
点検者の消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状の写し	1部	機器点検実施前まで
完了報告書	1部	前期終了後
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検報告書	1部	前期終了後

- (2) 後期（令和7年10月1日から令和8年3月31日まで）終了後

提出書類	提出部数	提出時期
点検者の消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状の写し	1部	総合点検実施前まで
完了報告書	1部	後期終了後
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検報告書	1部	後期終了後

7 作業上の注意事項

- (1) 点検を行う際は、事前に委託者に連絡すること。
(2) 室内への立ち入りは、委託者の承諾を得て行うこと。

8 その他

- (1) 仕様書に記載されていない業務で実施すべきものと判断される場合は、その都度双方協議の上決定するものとする。

別 表 1

設 備 名	設 備 機 器 名	数 量
自 動 火 災 報 知 設 備	受信機P型1級	1台
	差動式スポット型感知器	51台
	定温式スポット型感知器	9台
	光電式煙感知器	37台
	総合盤	13台
	予備電源	1台
屋 内 消 火 栓 設 備	加圧送水装置	1組
	操作盤	1台
	屋内消火栓箱	13基
非 常 電 源 受 電 設 備	キュービクル式	1台
避 難 器 具 設 備	緩降器	1台
ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備	移動式	2基
誘 導 灯 設 備	B級BH形(大)	6台
	B級BL形(中)	11台
	C級(小)	14台
消 火 器 具	粉末消火器	26本
防 排 煙 設 備	煙感知器(光電式)	15台
	防火戸	8台
	防火シャッター	6台
	防火ダンパー	4台